

鶴岡市男女共同参画推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市における男女共同参画の推進にあたり、幅広い視点から意見交換を行い、今後の取組の方向性やよりよい推進策の検討に資するため、鶴岡市男女共同参画推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、鶴岡市男女共同参画計画に係ることその他必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が特に認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、原則として通算2期（公募委員においては1期）を超えて再任しない。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が会議の座長となる。

2 懇談会は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。